

令和7年度 兵庫県会計年度任用職員 西宮こども家庭センター採用選考案内

受付期間 ~随時（定員になり次第終了予定）
試験日 応募書類受領後に当方より連絡いたします
任用期間 令和8年3月31日まで
勤務場所 兵庫県西宮市青木町3-23
兵庫県西宮こども家庭センター

1 募集職種、採用予定人員等

職 名	採用予定 人員	主な職務内容	勤務形態	備考
県政推進員	1 人	・ 一時保護司法審査の対応 に関すること。（戸籍、住 民票等の取り寄せ、裁判所 への提出、その他） ※運転可であれば望ましい ・ その他、児童相談業務に 付随する調査、連絡。	週29時間（原 則 7 時間15分 ×週 4 日）	

（注）採用予定人員は、今後変更する場合があります。

2 受験資格

- 令和7年4月1日現在で18歳以上の方（年齢の上限はなし）
- 任用の日に上記勤務場所に勤務可能な方
- 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を理由とするもの以外）
- Word、Excel等のパソコン操作ができる方

3 選考方法

- 選考方法
所定の応募書類及び面接試験による選考
- 日 時
お申し込み後、当方より別途連絡いたします。
- 場 所
兵庫県西宮こども家庭センター
〒662-0862 西宮市青木町3-23
TEL:0798-71-4670 担当 総務課 小川

4 申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送で所定の応募書類(写真貼付)を提出してください。

なお、応募書類は、A 4 縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

兵庫県西宮こども家庭センター 採用担当 宛(住所同上)

[TEL:0798-71-4670]

※ 申込者には、試験日時・会場等を電話にて連絡いたします。

5 合格発表

面接後 1 週間以内に郵送若しくは電話にて結果を通知いたします。

6 任用期間

採用日～令和 8 年 3 月 31 日(採用された年度の末日)までです。

(ただし、勤務実績に基づく能力実証等により、再度の任用を行う場合があります。)

7 勤務条件等

- (1) 基本報酬(地域手当に相当する報酬を含む)

月額 159,100 円～167,200 円

※報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※基本報酬の額は、正規職員の給与改定をうけて変更されることがあります。

- (2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給あり。

- (3) 期末手当・勤勉手当

年間計 4.5 月(6 月期 2.25 月、12 月期 2.25 月(在職期間・勤務状況に応じた割り落としあり)) ※ 任期が 6 カ月以上、勤務時間が週 15 時間 30 分以上の方が対象

- (4) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。(支給限度額の設定あり)

- (5) 勤務時間

上記 1 表中の「勤務形態」欄参照

- (6) 休暇

年次有給休暇(時間単位の取得が可能)

その他、夏季休暇(有給)等任用条件に応じた各種休暇(有給・無給)あり

- (7) 社会保険

地方職員共済組合(短期)、厚生年金保険、雇用保険 ※週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入

- (8) 条件付採用

改正地方公務員法(令和 2 年 4 月 1 日施行)第 22 条第 1 項及び第 22 条の 2 第 7 項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後 1 月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

- (4) 営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
- ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
 - ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
 - ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (5) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。
- (6) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。